

2025年3月28日

各位

会社名 株式会社芝浦電子
代表者名 代表取締役社長社長執行役員 葛西晃
(コード番号 6957 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員経営管理部長 星ノ谷 行秀
(TEL 048-615-4000)

会社名 YAGEO Corporation
代表者名 Founder and Chairman Pierre T.M. Chen

(訂正)「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する
公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の
一部訂正に関するお知らせ

YAGEO Corporationは、本日、別添の「(訂正)「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、YAGEO Corporation(公開買付者完全親会社)が、株式会社芝浦電子(公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025年3月28日付「(訂正)「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」

2025年3月28日

各位

会社名 YAGEO Corporation
代表者名 Founder and Chairman
Pierre T.M. Chen

**(訂正)「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の
一部訂正に関するお知らせ**

YAGEO Corporation (以下「YAGEO」といいます。)は、2025年2月5日付「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「2025年2月5日プレスリリース」といいます。)にてお知らせしましたとおり、YAGEOが2月6日に設立した中間持株会社 YAGEO Electronics Japan 合同会社(注1)(以下「公開買付者」といいます。)を通じた、株式会社芝浦電子(以下「対象者」といいます。)を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環としての、対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、本取引の実行にあたり必要となる国内外の外資規制及び対外投資規制に基づく手続(以下「本許認可等手続」といいます。)が全て完了し、又は本公開買付け期間の末日までに完了することが合理的に見込まれると YAGEO が判断していること等の前提条件の全てが充足され、又は YAGEO により放棄された場合を本公開買付け(2025年2月5日プレスリリースで定義されたものと同じ意味を有します。)開始の前提条件とし、同日時点において、2025年5月7日に本公開買付けの開始を予定している旨を公表いたしました。

(注1) YAGEO は、2025年2月5日プレスリリースにおいて、公開買付者を同日以降速やかに設立予定と公表しておりましたが、2025年2月6日付で、公開買付者として YAGEO Electronics Japan 合同会社を設立いたしました。

今回 YAGEO は、YAGEO が対象者より受領した 2025年2月26日付「質問状」において、本取引実行にはドイツ及び/又はオーストリアにおける競争法に関する届出(以下「本競争法届出」といいます。)が必要になるのではないかと初期的に考えている旨の対象者の認識が記載されていたことから、本日時点において、対象者から必要な情報を受領できておらず、本競争法届出が必要かどうか評価できておりませんが、YAGEO は、本取引実行に本競争法届出が必要であるとの仮定の下、念のため本競争法届出を実施するとともに、本競争法届出に関する手続を本許認可等手続の対象に加えることにいたしました。なお、YAGEO は、各国の弁護士のアドバイスに基づき、本日現在、本競争法届出に関する手続は、いずれも 2025年5月下旬までに完了することを見込んでおります。

また、YAGEO は、2025年2月5日プレスリリースにおいては、本公開買付け価格(2025年2月5日プレスリリースで定義されたものと同じ意味を有します。)について、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していない旨記載しておりましたが、YAGEO は、台湾における法規制等に従って、対 YAGEO の株主への責任を果たす観点から外部専門家に、2025年2月5日付で、本公開買付け価格の公正性を評価していただいております。

これに伴い、本許認可等手続の内容及びフェアネス・オピニオンの取得有無についての記載に変更がありましたので、YAGEO は、2025年2月5日プレスリリースの内容を下記のとおり訂正いたします(訂正箇所には下線を付しております)。

YAGEO は、引き続き 2025年5月7日の本公開買付けの開始を予定しておりますが、今後想定される本許認可等手続のスケジュールに変更が生じ、本公開買付けの開始時期の想定に変更が生じた場合には、速やかにその旨をお知らせいたします。

記

(訂正前)

【1. 本公開買付けの概要】

(前略)

<本公開買付前提条件>

本公開買付けは、以下の前提条件（以下、①の前提条件を「本公開買付前提条件①」、②の前提条件を「本公開買付前提条件②」、③の前提条件を「本公開買付前提条件③」といい、それらを併せて「本公開買付前提条件」といいます。）の全てが充足され又は YAGEO により放棄された場合（但し、YAGEO が放棄できるのは本公開買付前提条件②及び本公開買付前提条件③に限ります。）に、開始いたします。

- ① 本取引の実行にあたり必要となる国内外の外資規制及び対外投資規制に基づく手続（以下「本許認可等手続」といいます。詳細は下記「(ア)本公開買付前提条件①に係る YAGEO の認識について」に記載のとおりです。）が全て完了し、又は本公開買付期間の末日までに完了することが合理的に見込まれると YAGEO が判断していること

(中略)

なお、YAGEO は、本日現在、YAGEO が必要であると認識している本許認可等手続について、日本及び各国の弁護士のアドバイスに基づき、本公開買付期間の開始までに完了することができるよう必要な対応を進めており、現状及び今後の見通しは以下のとおりです。本公開買付期間の開始までに完了しなかったとしても、遅くとも本公開買付期間の末日（2025年6月17日を予定）までに、全ての本許認可等手続は完了する見通しです。

地域	根拠法令	現状	完了見込時期（予定）
日本	外国為替及び外国貿易法（外資規制）	本日以降当局と調整の上で、速やかに（遅くとも2024年4月中旬までに）提出予定	2025年4月下旬まで
台湾	公司國外投資處理辦法（対外投資規制）	本日以降、2025年2月中旬までの間に提出予定	2025年5月下旬まで

(※) 今後想定される本許認可等手続のスケジュールに変更が生じ、本公開買付けの開始時期の想定に変更が生じた場合には、速やかにその旨をお知らせいたします。

(中略)

<本公開買付けを含む本取引のスケジュール>

現時点で YAGEO が想定している、本公開買付けを含む本取引のスケジュールは、大要において、以下のとおりです。

本公開買付けに関する公表	2025年2月5日
外資規制（日本）に基づくクリアランスの取得	2025年4月下旬まで
公開買付開始公告日	2025年5月7日
公開買付届出書提出日	2025年5月7日
対外投資規制（台湾）に基づくクリアランスの取得	2025年5月下旬まで

（後略）

【3. 買付け等の概要】

（前略）

（4）買付け等の価格の算定根拠等

（前略）

なお、公開買付者は、上記の諸要素、上記「2. 買付けの目的等」の「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の想定されるシナジー、及び応募の見通し等を総合的に考慮して本公開買付価格を決定していることから、本公開買付価格は公開買付者の株主にとっても合理的な価格であると考えており、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

（後略）

（訂正後）

【1. 本公開買付けの概要】

（前略）

<本公開買付前提条件>

本公開買付けは、以下の前提条件（以下、①の前提条件を「本公開買付前提条件①」、②の前提条件を「本公開買付前提条件②」、③の前提条件を「本公開買付前提条件③」といい、それらを併せて「本公開買付前提条件」といいます。）の全てが充足され又は YAGEO により放棄された場合（但し、YAGEO が放棄できるのは本公開買付前提条件②及び本公開買付前提条件③に限ります。）に、開始いたします。

- ① 本取引の実行にあたり必要となる国内外の外資規制及び対外投資規制に基づく手続並びに国外の競争法上の手続（以下「本許認可等手続」といいます。詳細は下記「(ア)本公開買付前提条件①に係る YAGEO の認識について」に記載のとおりです。）が全て完了し、又は本公開買付期間の末日までに完了することが合理的に見込まれると YAGEO が判断していること

（中略）

なお、YAGEO は、本日現在、YAGEO が必要であると認識している本許認可等手続について、日本

及び各国の弁護士のアドバイスに基づき、本公開買付期間の開始までに完了することができるよう必要な対応を進めており、現状及び今後の見通しは以下のとおりです。本公開買付期間の開始までに完了しなかったとしても、遅くとも本公開買付期間の末日（2025年6月17日を予定）までに、全ての本許認可等手続は完了する見通しです。

地域	根拠法令	現状	完了見込時期（予定）
日本	外国為替及び外国貿易法（外資規制）	本日以降当局と調整の上で、速やかに（遅くとも2025年4月中旬までに）提出予定	2025年4月下旬まで
台湾	公司國外投資處理辦法（對外投資規制）	本日以降、2025年2月中旬までの間に提出予定	2025年5月下旬まで
ドイツ	ドイツ競争制限禁止法（競争法規制）	本日以降、3月下旬までの間に提出予定	2025年5月下旬まで
オーストリア	Kartellgesetz 法（競争法規制）	本日以降、3月下旬までの間に提出予定	2025年5月下旬まで

(※) 今後想定される本許認可等手続のスケジュールに変更が生じ、本公開買付けの開始時期の想定に変更が生じた場合には、速やかにその旨をお知らせいたします。

(中略)

<本公開買付けを含む本取引のスケジュール>

現時点でYAGEOが想定している、本公開買付けを含む本取引のスケジュールは、大要において、以下のとおりです。

本公開買付けに関する公表	2025年2月5日
外資規制（日本）に基づくクリアランスの取得	2025年4月下旬まで
公開買付開始公告日	2025年5月7日
公開買付届出書提出日	2025年5月7日
對外投資規制（台湾）に基づくクリアランスの取得	2025年5月下旬まで
競争法規制（ドイツ）に基づくクリアランスの取得	2025年5月下旬まで
競争法規制（オーストリア）に基づくクリアランスの取得	2025年5月下旬まで

(後略)

【3. 買付け等の概要】

(前略)

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

(前略)

なお、公開買付者は、上記の諸要素、上記「2. 買付けの目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の想定されるシナジー、及び応募の見通し等を総合的に考慮して本公開買付価格を決定しております。また、台湾証券取引法及び関連規則においては、上場企業が他社の有価証券を取得し、かつ、その取引金額が一定の基準を上回る場合には、上場企業が支払う対価が、自社の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得することが義務づけられているため、YAGEOは、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である信佑聯合会計事務所(以下「信佑聯合」といいます。)に対し、本公開買付価格である4,300円がYAGEOの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)の提出を求め、2025年2月5日付でこれを取得いたしました。なお、信佑聯合は、YAGEO及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。また、台湾証券取引法及び関連規則は、買収対象企業の株式価値の評価を求めるものではないため、YAGEOは、信佑聯合に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しておりません。さらに、当該意見書は、台湾証券取引法及び関連規則に従って、YAGEOの株主への責任を果たす観点から、外部専門家(会計士)に本公開買付価格の公正性を評価していただいたものであり、その評価内容は本公開買付価格の決定に際して参考にしておりません。

(後略)

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」又はこれらと同様の表現等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。こうした表現は、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下、「米国証券取引所法」といいます。) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」に該当し、このプレスリリースの記載には、かかる「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリースの「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国証券取引所法第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項の下で定められた規則は本公開買付けには適用されないため、本公開買付けはこれらの手続及び基準に必ずしも沿ったものではありません。さらに、このプレスリリースに含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者、公開買付者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、米国証券取引所法規則 14e-5(b)、適用される日本の法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、本公開買付け以外の方法で対象者株式の買付けを行う可能性があります。そのような買付けは金融商品市場取引を通じた市場価格、若しくは金融商品市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、かかる情報は米国においても同様の方法で開示が行われ、当該買付けを行なった者の英文のウェブサイト上にも掲載されるものとします。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

このプレスリリースは、その発表、発行又は配布が適用される法規制に違反することとなるいかなる法域に対しても、その全部又は一部を問わず、発表、発行又は配布を行うものではありません。